

法令適用事前確認手続 照会書

原管発官 21 第 260 号

平成 21 年 10 月 16 日

原子力安全・保安院

原子力発電検査課長 殿

東京電力株式会社

取締役社長 清水 正 孝



下記について、照会をします。

なお、照会者名並びに照会及び回答内容が公表されることに同意します。また、照会対象法令（条項）の性質上照会者名を公表することが回答に当たって必要とされる場合には、照会者名が公表されることに同意します。

記

1. 法令名及び条項

電気事業法 第52条

2. 実現しようとする自己の事業活動に係る具体的な行為

当社福島第一原子力発電所4号機の中性子検出器用ドライチューブの設置を行うにあたり、既に同発電所3号機用として電気事業法第52条第1項に基づく溶接事業者検査を実施し、また同条第3項に基づく審査を受審し同条第5項において準用する法第50条の2第7項に基づき適合の評定結果の通知を受けているものを使用する。

3. 当該行為と照会対象法令（条項）の規定との関係についての自己の見解

（当該行為と照会対象法令の規定との関係）

福島第一原子力発電所3号機用として電気事業法第52条第1項に基づく溶接事業者検査を実施し、また同条第3項に基づく審査を受審し同条第5項において準用する法第50条の2第7項に基づき適合の評定結果の通知を受けている中性子検出器用ドライチューブを、同発電所4号機用として使用する場合、当該電気工作物は改めて同法第52条に基づく検査の対象となるのか。

（自己の見解）

4号機に使用することとして溶接施工された当該電気工作物については、第52条第1項に基づく溶接事業者検査を実施し、また同条第3項に基づく審査を受審し同条第5項において準用する法第50条の2第7項に基づき適合の評定結果の通知を受けている。また、当該3号機の電気工作物を4号機に使用するにあたって、設計・使用条件（圧力、温度等）を考慮しても、供用することに保安上の問題は発生しないと考える。

福島第一原子力発電所では、4号機と3号機の当該電気工作物の使用において、これら号機間での転用に係る記録を作成し、所内で適切な手続きによる承認を得て保管することとする。

以上のことより、当該電気工作物について、これらの号機間で転用するにあたって、改めて法第52条に基づく検査の対象とはならないと考える。

4. 公表の遅延の希望
なし

5. 連絡先

〒979-1301 福島県双葉郡大熊町大字大沢字北原 22

東京電力株式会社 福島第一原子力発電所

第一保全部 計測制御（3.4 号）グループ

グループマネージャー 菅家 藤二

電話番号：0240-32-0356

FAX番号：0240-32-0224

電子メールアドレス：t.kanke@tepcoco.jp

以上